

神戸市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について」（令和6年4月23日 こ成保第256号・6文科初第277号）の別紙「実費徴収に係る補足給付事業実施要綱」に規定する事業を実施するにあたり必要な事項を定める。

(事業内容)

第2条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第4項に規定する支給認定保護者（以下「支給認定保護者」という。）のうち、低所得で生計が困難である支給認定保護者の子どもが、法第27条第1項に規定する特定教育・保育、法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、法第29条第1項に規定する特定地域型保育又は法第30条第1項第4号に規定する特例保育の提供を受けた場合において、当該支給認定保護者が支払うべき実費徴収額に対して、その一部を補助する。

(対象者)

第3条 前条の「支給認定保護者」は以下のとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）である支給認定保護者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯である支給認定保護者

(対象範囲)

第4条 本事業の対象となる実費徴収額の範囲は以下のとおりとする。

- (1) 副食材料費（教育標準時間認定こども（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分について法第20条第1項に規定する認定を受けたもの）に限る。）
- (2) 食材料費以外の実費徴収額（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項及び第43条第4項の規定による費用又は特例保育の提供に当たって徴収される同規定に掲げる費用に限る。）

(実施方法)

第5条 実施方法は、以下のうち第1号を原則とするが、必要に応じて第2号によることも可とする。

- (1) 教育・保育施設の設置者が支給認定保護者に係る第4条の実費徴収額を軽減して徴収又は免除する方法

(2) 教育・保育施設の設置者が、受け取った第4条の実費徴収額について、後日支給認定保護者に対し返還する方法

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月5日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年12月3日から施行し、令和6年4月1日から適用する。